



局 長 これより議案について審議をよろしくお願い致します。  
議長につきましては、臼杵市農業委員会 会議規則第 7 条の規定により、疋田会長にお願い致します。

議 長 それでは、ただいまから議事に入っていきます。議事に先立ちまして定足数の報告を局長が行います。

局 長 それでは、定足数の報告を致します。委員総数 23 名中、本日は小川 委員が欠席となっており、出席委員は 22 名となります。よって、臼杵市農業委員会 会議規則第 6 条の規定により、出席委員数が過半数となっておりますので、本日の会議が成立していることを報告致します。

議 長 次に議事録署名委員の選任でございますが、私からの指名でよろしいでしょうか。

－ 「異議なし」 の声あり －

議 長 それでは、議席番号 3 番 佐藤政雄 委員、議席番号 11 番 柳井徳雄 委員に議事録署名委員をお願い致します。

議 長 それでは、ただいまから議案審議に入りたいと思います。議案第 45 号農地法第 3 条の規定による許可申請について事務局より説明をお願い致します。

次 長 1 ページをお開きください。

議案第 45 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について 農地法第 3 条第 1 項の規定により、農地の所有権を移転し、又は使用貸借による権利、賃借権もしくはその他の使用及び収益を目的とする権利を設定することについて、許可申請書の提出が下記のとおりあったので提案する。

平成 29 年 10 月 4 日 臼杵市農業委員会 会長 疋田忠公

番号 1、畑 132 m<sup>2</sup> 他 2 筆 畑 317 m<sup>2</sup>、田 1,293 m<sup>2</sup> を耕地拡張のため、売買により所有権を移転するものです。

番号 2 については、9 月 29 日に譲渡人の死亡により取下げの案件となります。

以上 1 件の申請については、農地法第 3 条第 2 項の[全部効率利用要件]、[農作業常時従事要件]、[下限面積要件]、[地域との調和要件]の各号に該当するため、許可要件のすべてを満たすものと考えられます。

お手元に配布しております、農地法第 3 条申請チェックリストを併せてご覧いただきたいと思います。

9 月 26 日に実施しました現地調査において、調査委員 2 名が判断された農地法第 3 条第 2 項の各号であります。これについて調査委員より、後ほど説明および報告がありますので、その結果を踏まえ委員会の判断をお願いしたいと思います。申請地は、次のページに掲載していますのでご覧ください。

以上、3 条申請 1 件、並びに取下げ案件 1 件についてご提案申し上げます。

議 長     それでは、事前に現地調査をしていただいておりますので、調査委員さんより報告をお願いいたします。

鶴 田  
委 員     私、鶴田より、9 月 26 日に実施しました議案第 45 号 農地法第 3 条の規定による許可申請に関する現地調査の報告を行います。チェックリストと合わせ報告します。

番号 1 の申請についてです。

売買により所有権を移転するものです。

申請地は、2 筆の畑と 1 筆の田です。現在の状況は、畑は耕作されていませんが、草刈等により保全管理がなされており、田は耕作されています。

譲受人は、現在、イチゴを生産していますが、本申請と同時に申請地に隣接した空き家を取得し、生産基盤の拡張を図る予定です。

3 条の申請に必要な添付書類は揃っており、審査項目の[全部効率利用要件]、[農作業従事要件]、[下限面積要件]、[地域との調和要件]のそれぞれの要件については、審査基準に該当するものと判断します。

以上、3 条申請 1 件について調査報告となります。委員皆様の慎重な審議をお願いします。

議 長 ただいまの説明および報告に対しまして、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

- 質疑なし -

議 長 それでは質疑がないようですから、これで質疑を終ります。これより議案第 45 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について、採決を行います。本件を、原案どおり承認することに、ご異議ない方は、挙手をお願いします。

事務局人数を確認 「全員挙手」

議 長 全員挙手により、ご異議なしと認めます。よって、議案第 45 号 農地法第 3 条の規定による許可申請については、原案どおり承認することに決定いたしました。

議 長 次に、議案第 46 号 非農地証明願いについて事務局より説明をお願いします。

次 長 4 ページをお開きください。  
議案第 46 号 非農地証明願いについて 非農地証明願いの提出が下記のとおり、あったので提案する。  
平成 29 年 10 月 4 日 白杵市農業委員会 会長 疋田 忠公

チェックリストと合わせて、報告します。

番号 1、畑 349 m<sup>2</sup>については、過去に転用許可を受けて目的どおりに転用され非農地化した土地です。許可基準については、②転用目的どおりに転用し非農地化された土地に該当します。

番号 2、田 366 m<sup>2</sup>については、長い間耕作されず、竹や雑木が生い茂り、非農地化した土地です。許可基準については、③農地に復元することが困難な土地に該当します。

番号 3、田 90 m<sup>2</sup>については、長い間耕作されず、竹や雑木が生い茂り、非農地化した土地です。許可基準については、③農地に復元することが困難な土地に該当します。

番号4、畑 384㎡については、過去に転用許可を受けて目的どおりに転用され非農地化した土地です。許可基準については、②転用目的どおりに転用し非農地化された土地に該当します。

番号5、畑 54㎡他6筆、合計2,905㎡については、長い間耕作されず、竹や雑木が生い茂り、非農地化した土地です。許可基準については、③農地に復元することが困難な土地に該当します。

以上、非農地証明願い5件について提案及び報告を申し上げます。

議長 ただいまの説明および報告に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

－質疑なし－

議長 質疑がないようですから、これで質疑を終ります。これより議案第46号 非農地証明願いについて、採決を行います。本件を、原案どおり承認することに、ご異議ない方は、挙手をお願いします。

事務局人数を確認 「全員挙手」

議長 全員挙手により、ご異議なしと認めます。よって、議案第46号 非農地証明願いについては、原案どおり承認することに決定いたしました。

議長 次に、議案第47号 農用地利用集積計画の決定について事務局より説明をお願いいたします。

次長 8ページとなります。

議案第47号 農用地利用集積計画の決定について 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画が下記のとおりあったので提案する。（資料別冊）

平成29年10月4日 臼杵市農業委員会 会長 疋田 忠公

別冊の農用地利用集積計画（第10号）「平成29年10月4日公告予定」です。

1 ページをご覧ください。

この利用権設定集計表は平成 29 年 9 月末までに申し出がありました臼杵市全体の集計表であります。

今回は、1 件の申し出がありました。

中段に利用権設定の合計の面積と筆数を掲載しています。合計で申し上げます。

田については、1,254 m<sup>2</sup>、1 筆です。

合計面積は、1,254 m<sup>2</sup> 1 筆です。

次に貸手、借手についてですが、これについては、貸し手が 1 人に対しまして、借り手は 1 人となります。

以上、簡単ではございますが、平成 29 年 10 月 4 日公告予定の農用地利用集積計画（第 10 号）について、ご提案申し上げます。

議 長 ただいまの説明および報告に対しまして、質疑を行います。質疑ございませんか。

－質疑なし－

議 長 質疑がないようですから、これで質疑を終ります。これより議案第 47 号 農用地利用集積計画の決定について、採決を行います。本件を、原案どおり承認することに、ご異議ない方は、挙手をお願いします。

事務局人数を確認 －「全員挙手」－

議 長 全員挙手により、ご異議なしと認めます。よって、議案第 47 号 農用地利用集積計画の決定については、原案どおり承認することに決定いたしました。

議 長 以上で、本総会の議案はすべて終了いたしました。委員の皆さんご協力ありがとうございました。（終了 10:00）